



パットワールド® PATWORLD

有限会社 ウンピン・エンド・カンパニー

〒101-0045 東京都千代田区神田鍛冶町三丁目6番7号
ウンピン神田ビル8階 TEL:03-3254-0888(代) FAX:03-3254-0889

Vol. 128 2015年06月02日

カンボジアのマドプロ加盟(2)

カンボジアにおいてマドリッド議定書が2015年6月5日に発効します。アセアン諸国(10ヶ国)で、ベトナム、シンガポール及びフィリピンについて4番目の加盟国になります。

主な質問に対する回答は以下の通りである。

1. カンボジア知的財産局は新システム採択に対してどのように準備しているか。

- ①2015年8月末までに知的財産局のウェブサイトからオンラインで国内及び国際登録商標の出願が可能になる。
- ②マドリッド議定書を採択するために商標、商号及び不正競争防止法に関する法律は補正しないが、マドリッド議定書に抵触する既存の規定がある場合は、マドリッド議定書が優先する。
- ③マドリッド議定書による登録の手続きに関する規則は2015年6月5日まで施行する。

2. 知的財産局の組織は再編されるか。

国内登録と国際登録の2部門になるが、詳細は新規則が規定する。

3. 国際登録出願はどのように扱われるか。

規則(Prakas)第 206 号の第 5 条によれば、国際登録部門の主な役割は以下の通りです。

- ① 国際登録の手続きを決める。
- ② その手続きを準備し実施する。
- ③ 関連部署と協力して公費を定める
- ④ 国際登録の登録証を発行する。
- ⑤ 商標の使用又は不使用について出願人に通知する。
- ⑥ マドリッド議定書及びその他の規則に従って国際商標を登録保護する。

4. 当局はどのような訓練を提供するのか。

知的財産局は知的財産法の啓蒙のために一般にトレーニングを提供する予定である。

5. 商標調査は可能になるか。

知的財産局は商標調査を可能にするウェブサイトを立ち上げる予定である。

6. 商標所有者の利益はなにか。

マドリッドシステムは従来の制度よりもより早い効果的な商標保護の手段を商標所有者に提供する。

以上

(情報提供:Tilleke & Gibbins)